

共同利用機関としての統計数理研究所

所長 林

知己夫

1. 共同利用機関化の経緯

統計数理研究所は、昭和19年6月、当時の学術研究会議の建議に基づいて「統計に関する数理及びその応用を掌り、並びにその研究の連絡、統一及び促進を図ること」を目的として発足した。当時、学術の研究所の形態としては、大学の付置研究所、文部省直轄研究所の二つの形態しかなかったため、全国の各大学と連絡を保つために特定の大学に付置されずに直轄研究所として設置された。設置目的からいえば、今日の状況では、共同利用機関としての研究所というのが一番相応しいように見えよう。創立以来、我が国唯一の統計数理研究のための独立の研究所として特色ある研究成果を上げてきたが、近年の学術研究の進展等に伴い所轄研究所のままでは種々の点で対応が困難であることが明らかとなってきた。統計数理研究所では昭和47年1月から研究所の将来計画について所内での検討をはじめ、昭和48年10月、学術審議会第3次答申「学術振興に関する当面の基本的施策について」で、「現在の文部省直轄の研究所のうちにも、共同利用研究の方式にきりかえたほうが望ましいものもある。」と述べたのを受け、昭和50年1月からは国立大学共同利用機関化を盛り込んだ拡充整備計画について所内での検討を進めた。その後、昭和57年1月、学術審議会では第3次審議をとりまとめ「学術研究体制の改善のための基本的施策について」で、大学付置研究所等の共同利用化の促進に併せて、「文部省所轄研究所についても、目的、性格から適当であり、かつ、当該分野の関係者から強い要請がある等の条件が整っていると認められる研究所については、その共同利用化を促進すべきである。」と答申し、さらに、翌昭和58年3月には臨時行政調査会が「行政改革に関する第5次答申——最終答申」で統計数理研究所を名指して「国立大学共同利用機関化を含めてその機能及びあり方を検討する」よう指摘した。これらの答申を踏まえ、文部省当局の精力的な行政努力により、昭和60年4月1日から、国立学校設置法施行令の改正により、国立大学共同利用機関*として生まれ変わったのである。

なお、この機会に誌名、表紙等をあらためることとした。

*共同利用機関の性格は、その発足以来必ずしも一貫したものとはいえない。一つの巨大施設、貴重な資料を共同利用することを頭初目的としたと考えられるのであるが、その後、時が経つにつれてこれに「共同研究の推進」「国内国際研究交流のセンター的機能」「大学院教育への協力」等が附加され、共同利用機関の性格は極めてフレキシブルなものに変容してきたと見ることが出来る。統計数理研究所のあり方としてはなほ望ましいものになってきたということになる。

2. 改組転換の意義と必要性

統計数理は、その学問的性格からいって、発展の初期の段階から個々の具体的研究と密接に関連して進められてきたのは周知の通りである。この傾向は最近の新しい諸科学の進歩に伴ない、それらの科学の発展に不可欠なものとしての統計数理の重要性の認識はますます広まり、強

まってきた。特に、最近は統計数理と他分野との境界が拡大しつつ流動化しており、学際領域での研究の必要性がとみに増大してきている。このような状況下で、統計数理に対する社会的要求に応え、真に画期的な新しい方法を開発しつつけるには、このように諸分野との関連を保ちつつ彼我ともに益する、いわば共存共栄の目標の下に研究が進められるが、我々としてはその進め方においてそれがとりも直さず目先の要求のみに左右されない長期にわたる経常的、基礎的研究の積み重ねになると言う観点が必要である（研究を進める方針・態度、その結果の特定の一部分については統計数理研究所概要一昭和59年一参照）。ここにおいて我々としては、個別研究と共同研究とのバランスを考えつつ研究を進めることの重要性を認識しているが、個別研究の重要性は当然のこととし共同研究、研究交流の一応の組織的展開が共同利用機関として今日の重要な課題となっている。

これに対処するため、専門を異にする内外のすぐれた研究者等を招へいし、互に研究交流を深めながら問題の解決を図ることが緊要となってきている。当研究所に、このような学際研究のセンターとしての活動を活発にすることも考え組織的共同研究の推進・共同利用のセンター的機能を具備するための体制について、再検討する必要性が生じてきたのである。

このため、先に述べた通り昭和47年当初より所内での議論を繰り返し、その後、昭和57年における臨時行政調査会の指摘も踏まえて検討を進めてきたが、その主な点は、まとめると次のとおりである。

- (1) 近年の学術研究の進展と社会の要請の高度化に伴い複雑化している問題の解決に際して、統計数理の各専門分野の研究者の協力が必要となってきているが、現在、我が国の大学には統計学部・学科が存在せず、全国の大学の関連学部・学科に統計学研究者が分散している状況にあり、したがって、大学等におけるこの分野の研究の中心となる組織が求められている。
- (2) さらに、電子計算機の発達に伴い増大しつつある学術研究の諸分野からの要請に応えつつ統計数理の研究を格段に発展させるために、個々の具体的問題について、統計学の専門家との共同研究はもとよりその他の全国の大学等における理学、工学、農学、医学、経済学、行動科学、社会科学等の個別分野の研究者と統計数理の研究者との共同研究体制を強化する必要がある。また、統計数理の新しい研究分野を拓くような問題について研究を進め、格段にその発展を期する必要がある。
- (3) 統計数理研究所に蓄積される研究成果のコンピュータ・プログラム・パッケージ、データ解析のノウハウ等の全国的な共同利用が求められている。
- (4) 広い視野をもった統計学専門家養成のため、大学院生等を受け入れ、研究指導を行なうとともに、広く一般社会人等を対象として統計の知識や技能の習得の機会を提供することが求められている。
- (5) 国際的な研究協力・交流の促進についてのセンター的機能を果たすことが求められている。
- (6) 統計数理が応用において幅広い利用場面を持つことから、民間等外部からの委託研究、研究員の受け入れ体制の強化が求められている。

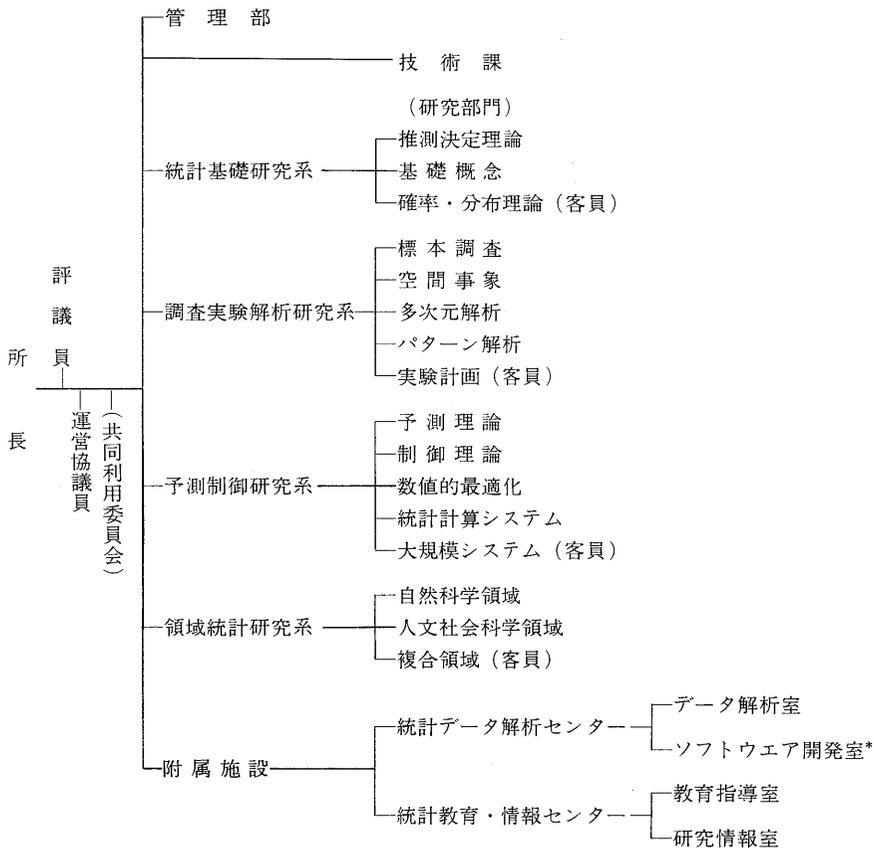
文部省内に設置された統計数理研究所の改組転換調査検討会議（主査：長倉三郎岡崎国立共同研究機構分子科学研究所長）は、こうした点を検討した結果、統計数理研究所を大学等との共同研究・共同利用が制度化されて運営される国立大学共同利用研究機関の制度による研究所に改組転換することが適切であるとの結論に達したのである。

3. 改組の要点

上記2に述べた諸要請に対処するため、次のような改組、整備を行った。

- (1) 学問の発展に柔軟に対応できる体制を整えるため、6研究部を4研究系にまとめ、各研究系ごとに客員研究部門を設け、すぐれた研究者を招へいして共同研究を行なえるようにしたこと。また、各研究系ごとに客員研究部門が認められた。(組織図は、別掲のとおり。)
- (2) 統計データ解析センターを設置し、データ解析・整理のための電子計算機システムの管理運営、電子計算機利用技術の研究及び指導、援助を行なうとともに、研究遂行のための情報処理に関する共通ソフトウェアの開発及び統計解析プログラム・パッケージの開発・整備を行なうこととしたこと。
- (3) 統計教育・情報センターを設置し、研究者、学生、一般社会人のための統計に関する公開の講座等の開催、外部からの研究相談を行なうとともに、統計研究に関する情報・

統計数理研究所組織図



* 昭和61年度概算要求に盛込む予定。

資料の収集、提供等を行なうこととしたこと。

- (4) 各研究室に所属していた技術系職員を技術課にまとめて、研究所全体としての業務の効率化を図るようにしたこと。
- (5) 庶務部については、国立大学共同利用機関としての機能を果たし、事業を実施するため、管理部と名称が改められ、所要の整備を行なったこと。
- (6) 他の国立大学共同利用機関と同様に、評議員(所外の学識経験者)及び運営協議員(所内及び所外の研究者)を置いて、全国の関係大学・研究者の意向がその運営に反映されるようにしたこと。

なお、改組・転換に伴って、研究部の部長・室長・研究員は、文部省内に設けられた資格審査会で審査を受け、それぞれ教授・助教授・助手に任命された。また、現下の厳しい行財政の制約を反映して、定員増はなかった。ちなみに、改組時の定員は、所長のほか教官41名、事務職員13名、技術職員12名、技能職員1名の計68名である。

4. 今後の課題

新しく国立大学共同利用機関として出発した統計数理研究所の使命は、全国の関係研究者の交流・協力の場とし、共同研究・共同利用を推進するとともに、研究者の養成、情報の提供、国際協力の推進等の機能を果たしてゆくことにある。これらの実現のためには、新設の統計データ解析センターにソフトウェア開発室を設置し、同センターの定員・設備の充実を図ること、共同研究員のための研究室等の増設、共同研究員等のための宿泊施設の建築整備など早急に解決してゆかなければならないと考えている。